


第6章に関する質問または第6章の差別に関する苦情をBellevue市に提出することについての詳細は、以下にお問い合わせください：

Bellevue市
ADA / 第6章 / 機会均等事務局長
ボイス: 425-452-6168
TTY ユーザー: リレーのため、711
にダイヤルしてください
ADATitleVI@bellevuewa.gov

全ての市に関連するサービス、資料またはプログラムについて無料の言語支援サービスが利用可能です。支援を要求するには、425-452-6800にお電話ください。



 別の形式、通訳、または合理的変更の要求については、少なくとも48時間前に 425-452-6168 (音声) までお電話いただくか、bamson@bellevuewa.gov にメールをお送りください。変更に関する苦情については、Bellevue市ADA、1964年公民権法第六編、機会均等担当官 (ADATitleVI@bellevuewa.gov) までお問い合わせください。



1964年公民権法の第6章に基づく権利

「いかなる者も人種、肌の色、国籍を理由に連邦政府から資金援助を受けているプログラムまたはアクティビティにおいて参加対象から除外されたり、便益を受けることを拒まれたり、差別を受けないものとする」(42 U.S.C. 2000d)



「Bellevueは世界を歓迎します。ダイバーシティは私たちの強みです。」

Bellevue市議会のビジョンステートメント



Bellevue市の第6章非差別ポリシー

Bellevue市は、1964年公民権法の第6章および1987年公民権復興法 (P.L. 100.259) に規定するように、いかなる者も人種、肌の色、国籍 (英語が上手く使えないことを含む) を理由に市が財政支援するプログラムやアクティビティへの参加対象から除外されたり、便益を受けることを拒まれたり、差別を受けないことを保障します。Bellevue市は、全てのプログラムおよびアクティビティにおいて非差別を確保するためにあらゆる努力をすることを保障します。プログラムおよびアクティ



ビティが連邦政府から資金援助を受けているか否かを問わずです。

第6章とは？

1964年公民権法の第6章は、連邦政府から資金援助を受けたプログラムにおいて、人種、肌の色、国籍または英語が上手く使えないことに基づく差別を禁じた連邦法です。

第6章が保護を保障している対象は？

人種、肌の色、国籍または英語が上手く使えないことに基づく差別は、個人およびグループがサービスを受けたりプログラムに参加する機会を制限することがあります。

- Bellevue市は、人種、肌の色、国籍または英語が上手く使えないことに基づき、直接または契約上の手段を通じて以下のことができません：

- 提供を受ける資格があったであろう個人に対してサービス、プログラムまたは便益を拒むこと。
- 提供されたサービス、プログラムまたは便益の量と質において差別をすること。
- サービスまたは便益の受領に関連して個人間で異なる取り扱いをしたり差別したりすること。



Bellevue市の1964年公民権法の第6章に基づく苦情ガイド

あなたが人種、肌の色、国籍、英語が上手く使えないことを理由に公平に取り扱われなかったと感じられた場合、あなたにはBellevue市に公式に苦情を提出する権利があります。

苦情の申立方法

事件から180日以内に、第6章苦情フォームにご記入ください。すべての質問に答える必要があります。

フォームで指示された通りに苦情をご提出ください。市は電話や対面で提供された苦情に対して行動したり回答することはありません。

次に起こること

- 市は、苦情フォームを受領、検討し、追加情報が必要かどうか判定し、主張内容をさらに調査する機関が必要ならそれを決定します。
- 市は、あなた、またはあなたが主張に係る差別に関与していると特定した者に対して、苦情の状況、そして必要に応じてその解決プロセスについて通知し

ます。非公式に苦情を解決するためにあらゆる努力がなされることとなります。解決には、あなたとあなたが関与していると主張する者との間の非公式の仲裁会議が含まれることがあります。本手順は、懲罰的賠償金または金銭的賠償金を支払うことにはならない行政プロセスの一部です。

- 主張に係る差別に関与しているとしてあなたが特定した者には10日の応答期間があります。
- 苦情を調査する機関は、苦情を提出した時から60日以内に事件についての説明、面談した人物、事実認定および解決のための推奨事項を含む報告書を調製します。報告書は、その他市の職員との相談のうえ、市の弁護士によって検討、最終確定されます。
- 調査報告書が最終確定してから15日後、市はあなたおよびあなたが事件に関与していると主張する者との面談の予定を組みます。あなたは、調査報告書の写しを提供され、事実認定に対して不服申立する権利について通知されます。あなたが他の州または連邦機関に公式に苦情を提出する権利を否定するものではなく、差別を訴える苦情について私選弁護士

を求める権利を否定するものでもありません。あなたに対するいかなる種類の脅迫や報復も法律により禁じられています。本手順は、修正された1964年公民権法の第6章、1973年リハビリテーション法の504条、1987年公民権復興法、および1990年アメリカ障がい者法に基づき提出された、Bellevue市やその下部機関、コンサルタントまたは請負業者が管理するあらゆるプログラムやアクティビティに関連するあらゆる苦情をカバーしています。

